

## ○学校法人常翔学園行動規範

2007年9月26日

学園390

改正 2017年2月28日

学校法人常翔学園(以下「学園」という)の構成員は、コンプライアンス意識の高揚と徹底を図るため、ここに行動規範を制定します。この規範は、学園が社会的責任を積極的に果たしていくために、役員・評議員および教職員一人ひとりが遵守すべき基本的な行動の指針をまとめたものです。私たち学園構成員は、この規範の精神に則り、高い倫理観をもって自覚と責任ある行動に努めます。

### 第1章 教育・研究に対する取組み

#### 1 教育・指導に対する姿勢

私たちは、学生・生徒に対して授業の目標・内容・成績評価方法等を的確に開示するとともに、教授法(教育法)の開発、学習支援、学生生活支援等に常に研鑽を積み、情熱と責任をもって教育・指導に取り組みます。また、学生・生徒のため学習環境の整備に努め、万一事故等が発生したときは、速やかに最適な対策を講じます。

#### 2 人権・人格の尊重

私たちは、お互いの人権・人格を尊重し、いかなる差別も行いません。特にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、いじめ等には、その防止を徹底して努めます。

#### 3 公正な入学者選考

私たちは、アドミッション・ポリシーに基づき公正な入学者の選考を行うため、受験生やその保護者をはじめ、受験生を送り出す中学校、高等学校、予備校、進学塾等に対して正確な情報を積極的に提供します。また、障害を持つ人を含む様々な受験生に対し、可能な限り受験の機会を提供します。

#### 4 研究成果の活用と知的財産権

私たちは、研究の成果を教育に反映し社会に還元します。独自に開発した革新的技術シーズ等は知的財産権として技術移転を進め産業の振興に役立てます。さらに、関係法令・指針等を遵守し、研究費の適切な使用に努めるほか、研究者倫理に則り適正に研究を遂行します。

### 第2章 社会との共生

## 1 社会との交流

私たちは、学園が社会の一員であることを自覚し、社会の活動への参加・協力を積極的に行い、なかでも地域に根ざした交流を深めることにより、社会の発展に貢献します。また、社会の求めに応じて専門的知識を提供するとともに、大規模自然災害発生時には関係機関と協調して支援活動に努めます。

## 2 地球環境の保全

私たちは、持続可能な社会を実現するために、人の営みが地球環境に与える影響を重視し、環境の保全と向上をめざした環境教育を推進するほか、エネルギーの効率的利用と産業廃棄物の削減その他に関する研究の成果を積極的に社会に還元します。

## 3 情報の開示と説明責任

私たちは、学生・生徒、保護者、卒業生、教職員はもとより広く社会に対して、学園の教育理念、経営理念、事業計画、財政状況などについて適切に情報を開示します。また、教育・学生支援等に関する多様な意見、要望は真摯に受け止め、説明責任に基づく誠意ある対応に努めます。

# 第3章 学園構成員としての態度

## 1 法令遵守と職業倫理

私たちは、学園の方針、諸規則等ならびに職制に定める所属長・上長の指示命令を誠実に守り、職場の秩序の保持に努めるとともに、教育事業に従事する者としての職業倫理を自覚し、法令を遵守し、社会から信頼される存在となるよう努めます。

## 2 情報の保護・管理

私たちは、教職員、学生・生徒、卒業生、受験生等の個人情報、成績評価その他の個人データなど業務上知り得た情報は、細心の注意を払って適切に管理し、守秘すべき情報の流出の防止に努めます。

## 3 健全で明るい職場づくり

私たちは、お互いの人格・人権を尊重し、いかなる差別も行わず、一人ひとりの個性と創造性が最大限に發揮できるよう、各人の能力が十分に発揮できる職場づくりをめざします。併せて、安全衛生関係諸法令を遵守し、安全で健康的な職場環境の整備に努めます。

## 4 適正かつ公正な業務遂行

私たちは、学園の業務に関し、他から金銭その他の利益や供応などは一切受けません。取引先の選定は適正かつ公正にこれを行い、学園の財産を適正に管理します。また、公

的資金については国民の税金によるものであることを十分に理解し、有効に活用し適切に使用します。

以上